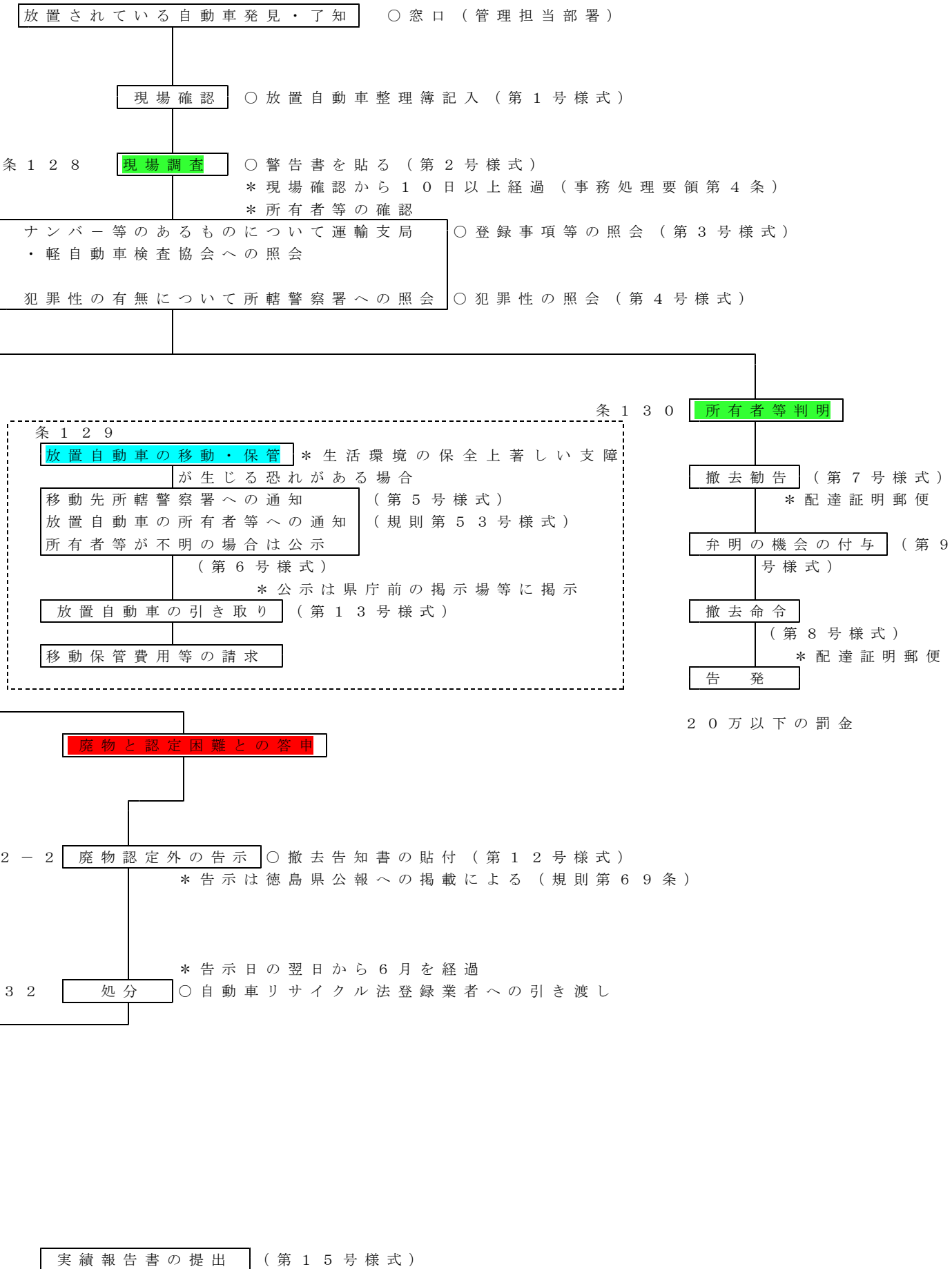


放置自動車処理フロー

○ 廃物認定の条件

- * 自動車登録番号表の滅失
- * 警告書貼り付け日の翌日から1月を経過
- * 自動車の走行に必要な主要な部分が破損等



条131-3

○ 撤去告知書の貼付 (第11号様式)
* 告示は徳島県公報への掲載による (規則第69条)

* 告示日の翌日から14日を経過 (規則第69条)

条132

* 廃物認定後速やかに
○ 自動車リサイクル法登録業者への引き渡し

条132-2

○ 撤去告知書の貼付 (第12号様式)
* 告示は徳島県公報への掲載による (規則第69条)

条132

* 告示日の翌日から6月を経過
○ 自動車リサイクル法登録業者への引き渡し

20万以下の罰金